令和５年度における四国地区の景品表示法の運用状況等

令和６年６月２０日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所
消　　費　　者　　庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和５年度における四国地区（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の４県）の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第１　景品表示法違反被疑事件の処理状況

１　概況

景品表示法違反被疑事件については、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和５年度における景品表示法の事件処理件数は、指導が１件であった（令和５年度の指導事件は別紙参照）。

表１　事件処理件数　　（単位：件）

事　　件	措置命令		課徴金納付命令		指　　導		合　　計	
	４年度	５年度	４年度	５年度	４年度	５年度	４年度	５年度
表示事件	0	0	0	0	1	1	1	1
景品事件	0	0	（注）	（注）	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	1	1	1	1

（注）　景品事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

問い合わせ先　　公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所取引課
電話　０８７－８１１－１７５４（直通）
ホームページ　　https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

２　表示事件

令和５年度に処理した表示事件は、優良誤認（景品表示法第５条第１号）の１件であった。

表２　表示事件の内訳　（単位：件）

事　　件	措置命令		課徴金納付命令		指　　導		合　　計	
	４年度	５年度	４年度	５年度	４年度	５年度	４年度	５年度
優良誤認（第５条第１号）	０	０	０	０	１	１	１	１
有利誤認（第５条第２号）	０	０	０	０	１	０	１	０
第５条第３号に基づく告示（第５条第３号）	０	０	（注２）	（注２）	０	０	０	０
合　計（延べ数）（注１）	０	０	０	０	２	１	２	１

（注１）　関係法条が２つにわたる事件があるため、本表の合計は表１の合計と一致しない。

（注２）　第５条第３号に基づく告示事件については課徴金納付命令の対象となっていない。

３　景品事件

令和５年度に処理した景品事件はなかった。

４　事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講ずべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和５年度に四国支所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて、消費者庁が行った指導は１件であった。

第２　景品表示法の普及・啓発活動等

１　景品表示法に関する相談

令和５年度に受け付けた相談件数は６０件であった。具体的な相談内容としては、①中古自動車の総額表示に関する相談、②「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に関する相談、③ガソリンスタンドにおける景品類の提供に関する相談等が挙げられる。

２　景品表示法に関する講師派遣等

令和５年度は、松山市（令和５年１１月）において、一般消費者等を対象にセミナーを開催したほか、消費者団体等からの依頼に応じ、徳島県吉野川市（同年６月）、同県

三好市（同月）、同県板野町（同年１０月）、高松市（同年６月、１１月及び令和６年１月）、香川県丸亀市（令和５年７月及び９月（２回））、同県坂出市（同年６月及び１１月）、同県東かがわ市（同年９月（２回））、同県土庄町（同年７月）、同県宇多津町（同年８月）、同県綾川町（同年９月）、同県多度津町（同年４月）、松山市（令和６年２月）、愛媛県宇和島市（令和５年１２月）及び高知市（同年５月）において開催されたセミナーに計２０回講師を派遣した。

写真　講師派遣（香川県丸亀市）の模様

３　関係行政機関等との連携

「景品表示法ブロック会議（四国ブロック）」（令和５年４月及び１１月）に参加し、最近の事件処理の状況や「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に該当する表示への対応等について情報共有を図るとともに、広島市において開催された「中国四国地域食品表示監視連絡会議」（同年６月）及び岡山市において開催された「中国四国地域食品表示行政担当者研修会」（同年１０月）に参加し、不適切な食品表示に関する監視強化を図るなど、四国地区等の関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

また、全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（四国ブロック）」（令和５年１１月）に出席して意見交換を行い、業界団体との連携による事業者の適正な表示の促進に努めた。

別紙

令和５年度の指導事件

表示事件

優良誤認（景品表示法第５条第１号）

事　件　概　要
Ａ社は、菓子（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、ショッピングモールサイトに開設した自社ウェブサイトにおいて、あたかも、本件商品が菓子の博覧会において賞を受賞しているかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品は、菓子の博覧会において賞を受賞しているものではなかった。

（注）　指導事件については、表示内容等を一部加工して記載。

（参考１）

景品表示法による規制の概要

＜表示＞

優良誤認
（第５条第１号）

→ 商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制（第７条第２項）
　優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は不当表示とみなす。

有利誤認
（第５条第２号）

→ 商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示
（第５条第３号）

→ 商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの
１　無果汁の清涼飲料水等についての表示
２　商品の原産国に関する不当な表示
３　消費者信用の融資費用に関する不当な表示
４　不動産のおとり広告に関する表示
５　おとり広告に関する表示
６　有料老人ホームに関する不当な表示
７　一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

＜景品＞

一般懸賞
（昭和５２年告示３号）

→

懸賞に係る取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総　額
５，０００円未満	取引の価額の２０倍	懸賞に係る売上予定総額の２％
５，０００円以上	１０万円	

共同懸賞
（昭和５２年告示３号）

→

景品類限度額	
最高額	総　額
取引の価額にかかわらず３０万円	懸賞に係る売上予定総額の３％

総付景品
（昭和５２年告示５号）

→

取引の価額	景品類の最高額
１，０００円未満	２００円
１，０００円以上	取引価額の２／１０

業種別景品告示
（４業種）

→ １　新聞業
２　雑誌業
３　不動産業
４　医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業

（参考２）

○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条　この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条　内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三　前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一　当該違反行為をした事業者

二　当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人

四　当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

２　内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条　事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

２・３　（略）

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第二十六条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

２～５　（略）

（指導及び助言）

第二十七条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第二十八条　内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条　内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２・３　（略）

（権限の委任等）

第三十三条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

３　（略）

４　公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

５～１１　（略）

○　不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条　法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。